

令和3年度 情報公開制度及び個人情報保護制度運用状況

(熊取町)

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

公開請求件数		108件
請求者の区分	①町の区域内に住所を有する者	97件
	②町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者	0件
	③町の区域内の学校に在学する者	0件
	④町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	6件
	⑤町の行政に利害関係を有するもの	5件
実施機関	①町長	106件
	②教育委員会	1件
	③下水道事業管理者	1件

公開等決定件数		111件
決定内容	①全部公開	19件
	②非公開	1件
	③部分公開	21件
	④存否不応答	14件
	⑤不存在	56件

(2) 公開申出

公開申出件数		49件
機関実施	①町長	49件
	②教育委員会	0件
	③下水道事業管理者	0件

公開等決定件数		50件
決定内容	①全部公開	4件
	②非公開(※不存在を含む)	1件
	③部分公開	45件
	④存否不応答	0件

※情報公開制度における審査請求状況

審査請求件数		22件
種類 処分内容	審査請求	22件
	①却下	0件
	②棄却	0件
	③認容	0件

2. 個人情報開示請求等の内容

(1) 開示請求

開示請求件数		10件
開示等決定件数		10件
決定内容	①全部開示	6件
	②非開示	0件
	③部分開示	3件
	④存否不応答	0件
	⑤不存在	1件

(2) 訂正等請求

訂正等請求件数		0件
訂正等決定件数		0件
決定内容	①全部訂正	0件
	②訂正拒否	0件
	③部分訂正	0件

(3) 利用停止請求

利用停止請求件数		0件
利用停止等決定件数		0件
決定内容	①利用停止	0件
	②利用停止拒否	0件
	③部分利用停止	0件

(4) 是正申出

是正申出件数		0件
是正申出処理件数		0件

※個人情報保護制度における審査請求状況

審査請求件数		0件
種類 処分内容	審査請求	0件
	①却下	0件
	②棄却	0件
	③認容	0件

【※】件数については、例えば1枚の請求書内に2課に存在する情報が請求された場合、請求書は1枚であっても2件の分の処理を行ったものとみなします。また、同様に1枚の請求書に対して複数の決定をする場合があります。したがって、請求件数とは必ずしも一致しません。また、取り下げ分については集計外としています。

【※】審査請求22件については、令和4年度に審議繰り越しとなっております。

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
1	4月8日	民営化にかかる選定審査基準、●●●の応募書類、選定委員会各委員の採点表、その他民営化選定委員会に関する町および選定委員会が作成、入手、使用した書類すべて、平成30年4月1日時点の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の個人情報取扱事務登録簿の起案文書	保育課	部分公開
2	4月22日	令和2年度の西保育所の民営化にかかわる書類(令和3年4月8日請求書類を除く)	保育課	部分公開
3	5月17日	R2希望が丘二丁目カーブミラーの設置理由がわかるもの	道路課	部分公開
4	5月28日	子ども子育て会議委員の住民代表者が母親という性別に限定しなければならない法的根拠に関する文書すべて	全課	不存在
5	5月28日	熊取町が使用している「母親代表」の法的根拠を示す文書すべて	全課	不存在
6	6月2日	熊取町西地区整備に係る交換契約書計画変更のきっかけとなったJRとの協議録	道路課	部分公開・非公開
7	6月2日	都市計画変更にともなう大阪府との調整資料、計画変更前地権者との協議録	まちづくり計画課	部分公開
8	5月28日	熊取町が使用している「母親代表」の法的根拠を示す文書すべて	全課	不存在
9	7月12日	熊取駅西交通広場整備工事(3-1)の金入り設計書(按分表を除く一式計上の内訳書まで)	道路課	全部公開
10	7月12日	公共下水道布設工事(R3-5)の金入り設計書(按分表を除く一式計上の内訳書まで)	下水道課	全部公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
11	7月15日	駅西整備事業に係る事業計画経緯	まちづくり計画課	部分公開
12	8月23日	平成30年3月26日起案 都市計画法第32条による変更協議一式(指定分)	まちづくり計画課	部分公開
13	8月23日	境界確定図 平成23年9月12日付23熊水緑第157-1号	水とみどり課	部分公開
14	9月2日	・公園使用料の減免措置に関する承認について (令和3年7月15日決裁) ・令和3年7月25日のイベントに対する超過勤務についての指示が判る文書	水とみどり課	部分公開
15	9月3日	平成30年度向田橋橋梁修繕工事に係る ・計画平面図、橋梁上部工の施工写真、舗装工の施行写真 ・舗装工にかかる施行計画書(写真は白黒)	道路課	全部公開
16	9月27日	大久保南●●●番地先住宅開発に係る記録写真 (撮影日時の判るもの)	水とみどり課	全部公開
17	11月22日	境界確定図 平成29年11月15日付28熊道第97-74号	道路課	部分公開
18	12月2日	普通河川雨山川土留矢板工事に関連して 1)矢板の打込み、切断の現場写真 平成30年災第106号普通河川雨山川災害復旧工事(その2) 2)矢板の引き抜きの現場写真とその工事の支出 支払金額、支払日の分かるもの	水とみどり課	部分公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
19	12月3日	保育課が所掌する登録年月日平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)について、個人情報保護規則第5条に規定する告示を行なった情報。	広報公聴課	不存在
20	12月3日	保育課が所掌する登録年月日平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)を令和2年10月19日に変更した際、個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報。	広報公聴課	不存在
21	12月3日	個人情報保護条例に定める告示を省略できると定めた文書。	広報公聴課	不存在
22	12月3日	保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)において、個人情報保護条例第6条に基づく届出を一般の縦覧に供す前に町長が受け取ったことを証明できるもの。	広報公聴課	不存在
23	12月3日	保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)を令和2年10月19日に変更した際の個人情報保護条例第6条に基づく届出を一般の縦覧に供す前に町長が受け取ったことを証明できるもの。	広報公聴課	不存在
24	12月3日	保育課が所掌する町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、本人以外から個人情報を収集するにあたり、保育課が個人情報保護条例第7条第3項に基づき町長へ届け出た文書。	広報公聴課	全部公開
25	12月3日	保育課が所掌する個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」である個人情報取扱事務登録簿について、個人情報保護条例に基づき同条例第7条第3項(1)(2)(3)の項目を一般の縦覧に供したものの。	保育課	全部公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
26	12月3日	個人情報保護条例第7条3項に規定する町長への届出は個人情報取扱事務登録簿(様式1号)により行なうと定めたもの。または、個人情報取扱事務登録簿を届け出ることと同条例7条3項の届出がなされたとみなすと定めたもの。	広報公聴課	不存在
27	12月3日	個人情報保護条例で規定する町長への届出は広報公聴課へ届け出ること町長へ届け出たものとみなす、または町長への届出を省略できると定めた文書。	広報公聴課	不存在
28	12月3日	熊取町が過去に作成し、一般の縦覧に供した個人情報取扱事務登録簿のうち、個人情報の記録項目に記載していない個人情報を第三者から収集した事実がある個人情報取扱事務登録簿。なお、●●保育担当理事が関与したものに限る。	保育課	不存在
29	12月3日	熊取町が過去に作成し、一般の縦覧に供した個人情報取扱事務登録簿のうち、個人情報の記録項目に記載していない個人情報を第三者から収集した事実がある個人情報取扱事務登録簿。なお、●●保育担当理事が関与したものを除く。	全課(保育課を除く)	不存在
30	12月3日	令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において熊取町が応募事業者から収集した個人情報について令和2年度中に作成した個人情報保護規則第4条に規定されている本人以外からの個人情報収集届出書	保育課	不存在
31	12月3日	令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において熊取町が応募事業者から収集した個人情報について令和3年度に作成した個人情報保護規則第4条に規定されている本人以外からの個人情報収集届出書	保育課	全部公開
32	12月3日	個人情報保護条例施行後、個人情報取扱事務登録簿に記載していない個人情報の対象者から記載していない個人情報の記録項目を本人以外から収集した事実がある個人情報取扱事務登録簿および本人以外からの個人情報収集届出書	全課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
33	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、本人以外から個人情報収集した事実について、熊取町が個人情報保護条例第7条1項、2項および4項に定める「当該目的の達成のために必要な範囲内で」、「本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、またはその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき」、「個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠と実施機関が認めるとき」の内容について、保育課が検討した内容および検討結果を記した文書。	保育課	不存在
34	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が住民の知り得る状態にし、もしくは応募事業者に通知した情報のうち、応募事業者が提出書類にその応募事業者が運営する保育所、幼稚園等を利用する障害を持つ児童の個人情報を記載し、熊取町へ提出することを明示したものの。	保育課	不存在
35	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が住民の知り得る状態にし、もしくは応募事業者に通知した情報のうち、応募事業者が提出書類にその応募事業者が運営する保育所、幼稚園等を利用する虐待を受けた児童の個人情報を記載し、熊取町へ提出することを明示したものの。	保育課	不存在
36	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が住民の知り得る状態にし、もしくは応募事業者に通知した情報のうち、応募事業者が提出書類にその応募事業者が運営する保育所、幼稚園等を利用する病気を持つ児童の個人情報を記載し、熊取町へ提出することを明示したものの。	保育課	不存在
37	12月3日	個人情報保護条例施行後、住民の病歴、障害または虐待を受けた児童の個人情報を同条例第7条4項に規定する個人情報には該当しないと判断し、個人情報を収集した事実のある個人情報取扱事務登録簿。なお、●●保育担当理事が関わったものを除く。	全課(保育課を除く)	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
38	12月3日	個人情報保護条例施行後、住民の病歴、障害または虐待を受けた児童の個人情報を同条例第7条4項に規定する個人情報には該当しないと判断し、個人情報を収集した事実のある個人情報取扱事務登録簿。なお、●●保育担当理事が関わったものに限る。	保育課	不存在
39	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した個人情報の一部(その事業者が運営する保育所、幼保連携型認定こども園または幼稚園を利用する児童で、病気を持つ児童、障害を持つ児童、虐待を受けた児童の個人情報)が個人情報保護条例第7条第4項に該当しない個人情報であると熊取町が判断するためにその根拠として使用した情報。	保育課	不存在
40	12月3日	住民の病歴、障害および虐待を受けた児童の個人情報が個人情報保護条例第7条4項1号、2号に定める個人情報に該当しないと定めた文書。または個人情報保護条例第7条4項1号、2号に定める個人情報に該当するか否かの判断は実施機関によって判断が変わると定めた文書。	広報公聴課	不存在
41	12月3日	保育課が所掌する登録年月日平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)について、応募事業者から個人情報を収集した後である令和2年10月19日に個人情報取扱事務登録簿を変更した事実について、当該登録簿の変更にかかる起案文書を専決した●●保育担当理事が個人情報を収集した後に個人情報取扱事務登録簿の変更を行なうことが個人情報保護条例の主旨に反しないと判断するためにその根拠として使用した情報。なお、条例等で公開する場合は該当する条文を明示してください。	保育課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
42	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)に記載していない個人情報の対象者から記載していない個人情報の記録項目を本人以外から収集した事実について、熊取町の当該行為が個人情報保護条例第6条に抵触しないことを証明する情報。	保育課	不存在
43	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例および同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと保育課が判断するために使用した情報。	保育課	不存在
44	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例および同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと●●健康福祉部長(同委員会の委員)が判断するために使用した情報。	保育課	不存在
45	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例および同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと●●西保育所長(同委員会の委員)が判断するために使用した情報。	保育課	不存在
46	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定事務において、熊取町が●●●から収集した個人情報のうち、●●●に通う虐待を受けた園児の名前およびその園児の兄弟の名前と通う保育所の名称、また父親が通う医療機関名が記載されたもの。	保育課	存否不応答

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
47	12月3日	熊取町の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、●●●から提出された応募資料のうち、匿名加工情報について、個人情報保護法第37条および同規則22条に基づく明示を熊取町が●●●から受けたもの。	保育課	不存在
48	12月3日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が作成、入手、使用等した情報のうち、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報。なお、文書作成時に法令、条例等に抵触していなくても、事務を進めた結果、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報を含む。	保育課	不存在
49	12月3日	個人情報保護条例施行後、理事の専決によって作成された個人情報取扱登録簿の起案文書のうち、本人以外から個人情報を収集することが含まれているもの。なお、●●●保育担当理事が関わったものを除く。	全課(保育課を除く)	全部公開
50	12月3日	個人情報保護条例施行後、●●●保育担当理事の専決によって作成された個人情報取扱登録簿の起案文書のうち、本人以外から個人情報を収集することが含まれているもの。	保育課	全部公開
51	12月3日	保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)について、広報公聴課が当該登録簿を把握し平成29年度もしくは平成30年度に広報公聴課が管理する「個人情報取扱事務登録簿一覧」に記載し当該登録簿に付番した原簿番号がわかるもの。	広報公聴課	不存在
52	12月3日	広報公聴課が個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)に原簿番号693番を付番した年月日がわかる情報。	広報公聴課	全部公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
53	12月3日	事務決裁規程第5条に基づきあらかじめ町長が承認し、健康福祉部長が保育担当理事に対して指定した事項がわかるもの。(平成29年度および令和2年度の分)	人事課	全部公開・不存在
54	12月3日	事務専決規程施行後において、同規程第4条(21)部長の専決事項に規定された「個人情報の開示の決定に関する事」を同規程第5条に基づき健康福祉部長が保育担当理事の専決事項として町長の承認を得た上で指定したもの。(平成29年度と令和2年度の分)	人事課	不存在
55	12月3日	事務専決規程施行後において、同規程第4条(21)部長の専決事項に規定された「個人情報の開示の決定に関する事」を同規程第5条に基づき部長が理事の専決事項として指定したもの。 なお、健康福祉部長が保育担当理事に対して指定したものを除く。 (件数が多数あれば年度の新しいものから5件で足りる)	人事課	不存在
56	12月6日	虐待を受けた児童(熊取町の区域内に住所を有さず、かつ熊取町内の保育所等を利用していない児童に限る)の個人情報を本人以外から収集した事実がある個人情報取扱事務において、当該児童が居住する市町村の職員から当該個人情報の取扱いについての指示や依頼等(文書であるかどうかを問わない)を受け、熊取町職員が当該個人情報取扱事務のために職員または委員会の委員に対して配布していた当該虐待を受けた児童の個人情報を回収した事実がある個人情報取扱事務の個人情報取扱事務登録簿。	全課	存否不応答・不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
57	12月6日	虐待を受けた児童(熊取町の区域内に住所を有さず、かつ熊取町内の保育所等を利用していない児童に限る)の個人情報(本人以外から収集した事実がある個人情報取扱事務において、当該児童が居住する市町村の職員から当該個人情報の取り扱いについての指示や依頼等(文書であるかどうかを問わない)を受け、熊取町職員が当該個人情報取扱事務のために職員または委員会の委員に対して配布していた当該虐待を受けた児童の個人情報を回収した事実がある個人情報取扱事務の個人情報取扱事務登録簿。なお町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務を除く。	全課	不存在
58	12月6日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において個人情報を収集する前に、保育課が作成した個人情報取扱事務登録簿を広報公聴課の管理下に置き一般の縦覧に供されていたことを証明できる情報。 つまり、毎年度当初に広報公聴課が作成している個人情報取扱登録簿一覧(平成30年度から令和2年度の間)や毎年度当初に広報公聴課が各課に個人情報取扱事務登録簿の現況の確認を依頼した情報や、それに対する保育課の回答、または広報公聴課長が文書取扱規程に基づく文書の調査点検をした情報等、個人情報を収集する前に、広報公聴課が当該個人情報取扱登録簿を管理していたことが証明できるもの。	広報公聴課	不存在
59	12月6日	熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。 「目的外に利用」とは個人情報の保護に関する法律に規定する内容つまり、「個人情報を取り扱うに当たっての利用の目的の範囲を越えて個人情報を利用すること」と定義する。	全課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
60	12月6日	<p>熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。 なお、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務を除く。 「目的外に利用」とは個人情報の保護に関する法律に規定する内容つまり、「個人情報を取り扱うに当たっての利用の目的の範囲を越えて個人情報を利用すること」と定義する。</p>	全課	不存在
61	12月6日	<p>町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外である応募事業者から収集した事実について、応募事業者が当該個人情報を熊取町に提出する行為は個人情報の保護に関する法律第15条第2項に規定する「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を越えて行ってはならない」に抵触しない行為であると熊取町が検討した内容、検討結果および検討に際して利用した情報。</p>	保育課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
62	12月6日	<p>熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と関係のない個人の病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。</p> <p>「熊取町に関係のない個人」とは以下の6点を全て満たし、かつその個人が熊取町から利益を享受しないまたはその見込みがない個人と定義する。</p> <p>(1)熊取町の区域内に住所を有しない、またはその見込みがない</p> <p>(2)熊取町の区域内に住所を有する、または有する見込みがある親族がいると判明していない。</p> <p>(3)熊取町の区域内の事業所に勤務しない、またはその見込みがない</p> <p>(4)熊取町の区域内の学校に在学しない、またはその見込みがない</p> <p>(5)熊取町の区域内の保育所、幼稚園等を利用しない、またはその見込みがない</p> <p>(6)熊取町の行政に利害関係がない、またはその見込みがない</p> <p>※「見込みがない」とは個人情報を本人以外から収集した時点でその見込みがなかったことを意味する。</p>	全課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
63	12月6日	<p>熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と関係のない個人の病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。</p> <p>なお、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務を除く。</p> <p>「熊取町に関係のない個人」とは以下の6点を全て満たし、かつその個人が熊取町から利益を享受しないまたはその見込みがない個人と定義する。</p> <p>(1)熊取町の区域内に住所を有しない、またはその見込みがない</p> <p>(2)熊取町の区域内に住所を有する、または有する見込みがある親族がいると判明していない。</p> <p>(3)熊取町の区域内の事業所に勤務しない、またはその見込みがない</p> <p>(4)熊取町の区域内の学校に在学しない、またはその見込みがない</p> <p>(5)熊取町の区域内の保育所、幼稚園等を利用しない、またはその見込みがない</p> <p>(6)熊取町の行政に利害関係がない、またはその見込みがない</p> <p>※「見込みがない」とは個人情報を本人以外から収集した時点でその見込みがなかったことを意味する。</p>	全課	不存在
64	12月6日	<p>町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において熊取町が応募事業者から虐待を受けた児童の個人情報を収集した事実について、応募事業者が当該個人情報を目的外に利用するために、本人の同意を得る行為の道義的問題や法的问题、さらなる児童虐待につながる可能性がない等を熊取町が検討した内容、検討結果および検討に際して利用した情報。</p> <p>つまり、虐待をした親や虐待を止めることができなかったその配偶者から未成年である虐待を受けた児童の同意を得ることに道義的問題や法的问题が生じないのか、問題が生じるなら誰から同意を取ることが妥当なのか、個人情報を目的外利用するために同意を求めることにより応募事業者と虐待を受けた児童の親との関係性を悪化させるおそれがないのか等を熊取町が検討した内容、検討結果および検討に際して利用した情報。</p>	保育課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
65	12月6日	本人以外から個人情報を収集した事実がある個人情報取扱事務において、個人情報をあらかじめ収集する前ではなく、本人以外から個人情報の提供を受けた際または提供を受けた後に個人情報保護条例第7条第1項に規定されている内容の「個人情報取扱事務の目的の達成のために必要な範囲内かどうか」を熊取町が判断した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。	全課	不存在
66	12月6日	本人以外から個人情報を収集した事実がある個人情報取扱事務において、個人情報をあらかじめ収集する前ではなく、本人以外から個人情報の提供を受けた際または提供を受けた後に個人情報保護条例第7条第1項に規定されている内容の「個人情報取扱事務の目的の達成のために必要な範囲内かどうか」を熊取町が判断した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。 なお、町立保育所民営化移管先事業所選定委員会事務を除く。	全課	不存在
67	12月7日	平成30年 災 第106号 普通河川雨山川災害復旧工事(その2) 工事請負契約書	水とみどり課	部分公開
68	12月13日	境界確定図 平成元年3月10日岸土3-1107号	道路課	部分公開
69	12月17日	境界確定図 平成29年9月4日付28熊道第97-73号 平成29年11月15日付28熊道第97-74号 昭和46年11月12日付岸土管2第331号	道路課	部分公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
70	12月17日	<p>1. 平成30年災第106号普通河川雨山川災害復旧工事 最終契約内容が分かる契約書と最終支払金額が分かる文書。</p> <p>2. 普通河川雨山川斜面監視システム設置他工事(その2)最終契約内容が分かる契約書と最終支払金額が分かる文書。</p> <p>3. 平成30年災第106号普通河川雨山川災害復旧工事(その2) (工事設計書の内訳書) ①植生工、植生基材吹き、張芝 ②作業土工 ③仮設工など</p>	水とみどり課	部分公開
71	12月20日	<p>町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、応募を辞退した事業者から提出を受けた辞退届。(町立西保育所民営化移管先事業者募集要項10申込書類等の受付(6)オの記載に基づくもの)</p>	保育課	部分公開
72	12月20日	<p>保育課が作成した文書番号2熊保育第1857号の文書作成において、文書取扱規程第21条に基づき、●●保育担当理事および●●保育課長が確認した以下に記載する前例。 個人情報取扱事務登録簿の「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法(本人以外から収集する際の根拠条例)」等を追加した前例のうち、起案文書の件名が「個人情報取扱事務登録簿の変更」ではなく、「個人情報取扱事務登録簿の修正」として作成された前例。</p>	保育課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
73	12月20日	<p>保育課が作成した文書番号2熊保育第1857号の文書作成において、文書取扱規程第21条に基づき、●●保育担当理事および●●保育課長が確認した以下に記載する前例。</p> <p>「住民にわかりやすい登録簿とすること」を文書作成の目的とし、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法(本人以外から収集する際の根拠条例)」等を追加した前例。</p>	保育課	不存在
74	12月20日	<p>保育課が作成した文書番号2熊保育第1857号の文書作成において、文書取扱規程第21条に基づき、●●保育担当理事および●●保育課長が確認した以下に記載する前例。</p> <p>既に収集済みである個人情報が現行の個人情報取扱事務登録簿に記載していない個人情報であったために、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法(本人以外から収集する際の根拠条例)」等を追加した前例。</p>	保育課	不存在
75	12月20日	<p>町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した虐待を受けた児童の個人情報をを用いて、委員会内で検討、議論した内容を記録した情報。</p> <p>虐待を受けた児童の個人情報は個人情報保護条例第7条第4項に規程する個人情報であるため、当該個人情報が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の目的の達成に必要な個人情報であることから当然、委員会内で当該個人情報をを用いて検討、議論等がなされているはずである。また、請求する記録は熊取町が作成したものに限らず、委員が作成したものも含む。</p>	保育課	存否不応答
76	12月20日	<p>町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務で熊取町が●●●から収集した虐待を受けた児童の個人情報が記載されている書類のうち、氏名(フルネーム)が記載された箇所は匿名加工され、名(下の名前)や年齢が記載された箇所は匿名加工されていないもの。</p>	保育課	存否不応答

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
77	12月20日	保育課が所管し過去に作成した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、登録簿に記載されていない「個人情報の対象者」の個人情報や登録簿に記載されていない「個人情報の記録項目」が当該登録簿で収集する個人情報に含まれる等、「個人情報の対象者の範囲」または「個人情報の記録項目」について、登録簿に記載されている情報以上の情報(個人情報の記録項目の「その他」の情報を除く)が登録簿に含まれると保育課が認識しているまたは認識していた登録簿。	保育課	不存在
78	12月20日	熊取町が過去に作成した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、登録簿に記載されていない「個人情報の対象者」の個人情報や登録簿に記載されていない「個人情報の記録項目」が当該登録簿で収集する個人情報に含まれる等、「個人情報の対象者の範囲」または「個人情報の記録項目」について、登録簿に記載されている情報以上の情報(個人情報の記録項目の「その他」の情報を除く)が登録簿に含まれると所管課が認識しているまたは認識していた登録簿。なお、保育課が所管した登録簿を除く。	全課(保育課を除く)	不存在
79	12月20日	保育課が所管し過去に作成した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、個人情報を収集した時点において、登録簿に記載されていない「個人情報の対象者」の個人情報や登録簿に記載されていない「個人情報の記録項目」を第三者から収集し、かつ当該個人情報を収集後に「個人情報の対象者の範囲」や「個人情報の記録項目」を追記し変更した登録簿。なお登録簿を変更後、更に個人情報を収集したか否かを問わない。	保育課	不存在
80	12月20日	熊取町が過去に作成した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、個人情報を収集した時点において、登録簿に記載されていない「個人情報の対象者」の個人情報や登録簿に記載されていない「個人情報の記録項目」を第三者から収集し、かつ当該個人情報を収集後に「個人情報の対象者の範囲」や「個人情報の記録項目」を追記し変更した登録簿。なお登録簿を変更後、更に個人情報を収集したか否かを問わない。また、保育課が作成した登録簿を除く。	全課(保育課を除く)	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
81	12月20日	保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)について、個人情報保護条例に基づき同条例第7条第3項(1)(2)(3)の項目を個人情報を収集する前に一般の縦覧に供したものの。	保育課	不存在
82	12月20日	保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)について、個人情報保護条例第7条第3項の規程に基づき、個人情報を本人以外から収集するときに保育課が町長へ届け出た文書。	保育課	不存在
83	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が●●●から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。	保育課	存否不応答
84	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が●●●から収集した書類のうち、虐待を受けた児童に関する個人情報が記載された書類。	保育課	存否不応答
85	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募を辞退した応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。	保育課	存否不応答
86	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募を辞退した応募事業者から収集した書類のうち、虐待を受けた児童に関する個人情報が記載された書類。	保育課	存否不応答
87	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。なお、●●●と応募を辞退した事業者から収集したものを除く。	保育課	存否不応答

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
88	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した書類のうち、虐待を受けた児童に関する個人情報に記載された書類。なお、●●●と応募を辞退した事業者から収集したものを除く。	保育課	存否不応答
89	12月20日	登録日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」)の存在を広報公聴課が把握した年月日がわかるもの。年月日が不明な際は広報公聴課が当該個人情報取扱事務登録簿を把握していることがわかる最も古い文書。	広報公聴課	全部公開
90	12月20日	広報公聴課が個人情報取扱事務登録簿の確認について各課へ依頼した文書およびそれに対して保育課が回答した文書。 (平成29年から現在に至るまで)	広報公聴課	全部公開
91	12月20日	広報公聴課が個人情報取扱事務登録簿の確認について依頼を受け、それに対し保育課が回答した文書の中で個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会」が含まれている文書。 (平成29年度から令和2年10月20日に至るまでの期間)	広報公聴課	不存在
92	12月20日	平成29年度から現在に至るまでに、保育課が個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報を第3者から収集した事実のある個人情報取扱登録簿および本人以外からの個人情報収集届出書。	保育課	全部公開
93	12月20日	令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、各応募事業者が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの(受付簿等)。資料等の追加提出があった場合はその資料等の名称および受け取った年月日がわかるもの。	保育課	部分公開
94	12月28日	個人情報保護条例施行後、理事の専決によって個人情報取扱事務登録簿を新規作成した起案文書。なお、●●保育担当理事が関わったものを除く。	全課(保育課を除く)	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
95	12月28日	個人情報保護条例施行後、理事の専決によって個人情報取扱事務登録簿を新規作成した起案文書。なお、●●保育担当理事が関わったものに限る。	保育課	全部公開
96	12月28日	個人情報保護条例施行後、個人情報保護条例第6条および個人情報保護規則第3条の規程に基づき、「個人情報取扱事務登録簿の変更」ではなく、「個人情報取扱事務登録簿の修正」として起案された文書。なお、●●保育担当理事が関わったものを除く。	全課(保育課を除く)	不存在
97	12月28日	個人情報保護条例施行後、個人情報保護条例第6条および個人情報保護規則第3条の規程に基づき、「個人情報取扱事務登録簿の変更」ではなく、「個人情報取扱事務登録簿の修正」として起案された文書。なお、●●保育担当理事が関わったものに限る。	保育課	全部公開
98	12月28日	個人情報保護条例施行後、変更または修正した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、変更前と変更後または修正後の内容が同じで、住民にわかりやすい登録簿とすることを目的に変更または修正した登録簿の起案文書。なお、●●保育担当理事が関わったものを除く。 なお、内容が同じとは「個人情報取扱事務の目的」、「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法」等の内容が同じであることを意味する。	全課(保育課を除く)	不存在
99	12月28日	個人情報保護条例施行後、変更または修正した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という)のうち、変更前と変更後または修正後の内容が同じで、住民にわかりやすい登録簿とすることを目的に変更または修正した登録簿の起案文書。なお、●●保育担当理事が関わったものに限る。 なお、内容が同じとは「個人情報取扱事務の目的」、「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法」等の内容が同じであることを意味する。	保育課	全部公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
100	2月14日	境界確定図 昭和52年6月20日付岸土明示第26号	道路課	部分公開
101	2月24日	令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選 定委員会事務において、熊取町以外の市町村に おいて保育所等を運営する法人が提出した応募 書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの (受付簿等)。資料等の追加提出があった場合は その資料等の名称および受け取った年月日がわ かるもの。	保育課	存否不応答
102	2月24日	令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選 定委員会事務において、熊取町において保育所 等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町 が受け取った年月日がわかるもの(受付簿等)。資 料等の追加提出があった場合はその資料等の名 称および受け取った年月日がわかるもの。なお、 ●●●の分を除く。	保育課	存否不応答
103	3月8日	境界確定図 昭和49年12月18日付 岸土管2第279号	道路課	部分公開
104	3月8日	3.熊水緑第7526号の協議録(添付資料除く。)	水とみどり課	部分公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
105	3月10日	<p>熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と直接的な関係がない個人の病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿および熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。</p> <p>「熊取町と直接的な関係がない個人」とは個人情報を収集した時点において以下の5項目全てに該当しない個人または、以下の5項目全てに該当する見込みがない個人と定義する。</p> <p>なお、以下の5項目に該当するか否か判断できない個人も「熊取町と直接的な関係がない個人」とする。</p> <p>(1) 熊取町の区域内に住所を有している。 (2) 熊取町の区域内に住所を有する親族がいると判明している。 (3) 熊取町の区域内に所在する福祉施設等の利用をしている。 (4) 熊取町の区域内の学校に在学している。 (5) 熊取町の区域内の保育所・保育園(認可保育園)・認定こども園を利用している。</p> <p>※「見込みがない」とは個人情報を本人以外から収集した時点において、近日中に上記5項目のいずれかに該当する蓋然性が高いと熊取町が認識していなかったことを意味する。</p>	全課	全部公開

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
106	3月10日	<p>熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と直接的な関係がない個人の病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿および熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。なお、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務を除く。</p> <p>「熊取町と直接的な関係がない個人」とは個人情報を収集した時点において以下の5項目全てに該当しない個人または、以下の5項目全てに該当する見込みがない個人と定義する。</p> <p>なお、以下の5項目に該当するか否か判断できない個人も「熊取町と直接的な関係がない個人」とする。</p> <p>(1) 熊取町の区域内に住所を有している。 (2) 熊取町の区域内に住所を有する親族がいると判明している。 (3) 熊取町の区域内に所在する福祉施設等の利用をしている。 (4) 熊取町の区域内の学校に在学している。 (5) 熊取町の区域内の保育所・保育園(認可保育園)・認定こども園を利用している。</p> <p>※「見込みがない」とは個人情報を本人以外から収集した時点において、近日中に上記5項目のいずれかに該当する蓋然性が高いと熊取町が認識していなかったことを意味する。</p>	全課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
107	3月10日	<p>熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と直接的な関係がない個人の病歴や障害または虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実(町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、応募を辞退した応募事業者から収集した個人情報は除く)がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿および熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。</p> <p>「熊取町と直接的な関係がない個人」とは個人情報を収集した時点において以下の5項目全てに該当しない個人または、以下の5項目全てに該当する見込みがない個人と定義する。</p> <p>なお、以下の5項目に該当するか否か判断できない個人も「熊取町と直接的な関係がない個人」とする。</p> <p>(1) 熊取町の区域内に住所を有している。 (2) 熊取町の区域内に住所を有する親族がいると判明している。 (3) 熊取町の区域内に所在する福祉施設等の利用をしている。 (4) 熊取町の区域内の学校に在学している。 (5) 熊取町の区域内の保育所・保育園(認可保育園)・認定こども園を利用している。</p> <p>※「見込みがない」とは個人情報を本人以外から収集した時点において、近日中に上記5項目のいずれかに該当する蓋然性が高いと熊取町が認識していなかったことを意味する。</p>	全課	全部公開
108	3月14日	<p>境界確定図 平成28年10月13日付 28熊道第97-33号 平成29年2月22日付 28熊道第97-10号</p>	道路課	部分公開

1. 情報公開請求等の内容

(2) 公開申出

番号	受付年月日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
1	4月5日	境界確定図 H17.3.4付決裁岸土3-676号	道路課	部分公開
2	4月7日	境界確定図 H3.3.25付決裁岸土3-1294号	道路課	全部公開
3	4月9日	町道五門七山線道路改良工事図面(計画平面図)	道路課	全部公開
4	4月14日	境界確定図 昭和52年2月16日岸土明示第192号 令和元年9月5日1熊道第66-8号 昭和47年6月3日受付2196号	道路課	部分公開
5	4月15日	境界確定図 昭和61.4.8岸土第3-907号	道路課	部分公開
6	4月16日	境界確定図 昭和62.2.6岸土60第3-385号	道路課	部分公開
7	4月27日	境界確定図 昭和57年3月16日付岸土明第243号 平成17年3月23日付岸土明第3-601号 平成17年3月16日付16熊道第387-20号 平成17年3月29日付岸土明第3-83号	道路課	部分公開
8	5月14日	境界確定図 昭和53年6月7日付岸土明第42号 昭和40年7月2日付岸土明第43号	道路課	部分公開
9	5月17日	境界確定図 H28.9.13 27熊道73-39号 S60.4.3 熊管第5281号 S54.8.10 熊健第2610号 S55.3.6 岸土明第728号 S60.4.8 岸土第3-645号	道路課	部分公開

10	6月9日	境界確定図 平成7年12月25日付岸土第3-1188号 昭和62年4月22日付岸土第3-1085号	道路課	部分公開
11	6月28日	境界確定図 令和2年7月3日付1熊道第66-62号	道路課	部分公開
12	7月1日	令和4年完成予定のJR熊取駅前西地区区画整理 事業に繋がる駅へのアプローチの把握	道路課	部分公開
13	7月21日	境界確定図 平成元年9月29日付熊管第366号 平成2年4月9日付熊管第565号 平成2年4月17日付岸土第3-1269号 平成18年12月22日付18熊管第7-52号	道路課	部分公開
14	7月21日	境界確定図 平成13年4月10日付13熊河第9-1号 平成7年7月4日付6熊総第226号 平成元年4月24日付熊総第18号 平成元年10月19日付受付熊総第141号	水とみどり課	部分公開
15	7月29日	境界確定図 S62.6.15付岸土第3-898号 S63.9.16付岸土第3-439号	道路課	部分公開
16	7月30日	境界確定図 平成12年11月28日付12熊道第24-28号	道路課	部分公開
17	8月10日	境界確定図 平成29年7月7日付29熊道第59-5号	道路課	部分公開
18	8月17日	境界確定図 平成19年3月23日付18熊管第7-11号 昭和50年7月3日付岸土管2第36号 昭和50年11月8日付岸土明示第370号	道路課	部分公開
19	8月19日	境界確定図 昭和38年2月25日付岸土明第138号	道路課	部分公開
20	8月27日	境界確定図 S56.7.9付岸土明第768号	道路課	部分公開

21	9月3日	境界確定図 令和2年10月16日付1熊道第66-59号	道路課	部分公開
22	9月7日	境界確定図 昭和57年11月24日付1熊建第4645号	道路課	部分公開
23	9月21日	境界確定図 令和2年3月16日付1熊道第66-29号	道路課	部分公開
24	10月5日	源太池用地測量業務の用地平面図 ため池調査票(源太池) 現況堤体断面図(源太池)	水とみどり課	部分公開
25	10月12日	境界確定図 S62,6,15付 岸土第3-898号	道路課	部分公開
26	11月29日	町道朝代和田大宮線一件綴S.31年度施行 平面図(道路改築工事) 横断図(道路改築工事)	道路課	部分公開
27	12月6日	境界確定図 S41,3,19付 岸土明第226号 H2.4.2付 岸土第3-1233号	道路課	部分公開
28	12月10日	境界確定図 S63,3月2日付 岸土第3-463号	道路課	部分公開
29	12月16日	境界確定図 昭和62年2月6日付 岸土60第3-385号	道路課	部分公開
30	12月27日	平成30年度～令和2年度 熊取町内循環バス事業にかかる実績報告書のうち 収支精算書	道路課	部分公開
31	1月5日	境界確定図 H2.,6,7 岸土第3-1388号	道路課	部分公開
32	1月7日	境界確定図 平成11年4月1日 岸土第3-320号	道路課	部分公開

33	1月7日	令和4年1月申請時事業計画変更認可申請書 事業施行期間記載のページ。 「熊取駅西交通広場整備工事」(3-1)の工事請負契約書の表紙と次ページ。	道路課	全部公開・部分公開
34	2月3日	境界確定図 30熊道第51-57号 平成31年3月29日 12熊道第24-47号 平成13年4月10日 6熊都第336号 平成7年2月15日 熊建第653号 昭和55年3月4日	道路課	部分公開
35	2月7日	境界確定図 平成7年5月8日付 岸土第3-1063号 平成7年4月7日付 6熊都第411号	道路課	部分公開
36	2月7日	(新築建物の付定日・住居番号・地番のわかる資料) 第1位請求 下記イ、ロ、ハのすべて。 第2位請求 下記ロ、ハ。 第3位請求 下記イ、ロ。 第4位請求 下記ハのみ。 第5位請求 下記イのみ。 第6位請求 下記ロのみ。 イ 熊取町住居表示条例3条1項の届出に際して提出された書類(熊取町住居表示規則3条別記第1号様式。添付書類(位置、配置図等)含む。)。ただし、2021年1月1日から2021年12月31日までの間に住居表示(住居番号)の付定があった物件にかかるもの。 ロ 熊取町住居表示条例3条1項の届出の処理状況を一覧表にした書類(新築届出書の受付簿、住居表示付定通知一覧等のいずれか。)。ただし、2021年1月1日から2021年12月31日までの間に住居表示(住居番号)の付定があった物件にかかるもの。 ハ 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に住居表示(住居番号)の付定があった物件箇所を含む住居表示台帳(街区図)	住民課	部分公開

37	2月9日	<p>戸籍不正入手で●●●が職務上請求用紙(2017年1月1日から現在まで)取得した戸籍・住民票に関する情報公開請求を求めます。</p> <p>①●●●から職務上請求(2017年1月1日から現在まで)され、交付した戸籍・住民票・(取得件数・取得理由)の情報開示を求めます。</p> <p>②●●●から職務上請求(2017年1月1日から現在まで)があったもののうち、不正取得があったのかの有無につきまして情報開示を求めます。</p> <p>③②の不正取得があった場合、件数・不正内容について情報開示を求めます。</p> <p>④②の不正取得があった場合、本人告知(取得された側へ、不正取得があったことを伝える通知)はおこなっているのかの有無につきまして情報開示を求めます。</p>	住民課	非公開
38	2月10日	<p>境界確定図 昭和63年4月28日付 岸土第3-1079号</p>	道路課	部分公開
39	2月10日	<p>境界確定図 平成元年11月20日付 熊総第163号</p>	水とみどり課	部分公開
40	2月14日	<p>境界確定図 昭和52年5月30日付 熊建第1543号</p>	道路課	部分公開
41	2月17日	<p>境界確定図 昭和57年2月26日付 熊建第246号</p>	道路課	部分公開

42	3月1日	境界確定図 S.44.12.23付 岸土明第384号 S.57.9.27付 岸土明第1-364号 H.19.10.16付 19熊管第31-28号 H.19.11.5付 19熊管第31-36号 H.19.11.14付 19熊管第31-18号 H.19.11.14付 19熊管第31-19号 H.19.12.17付 19熊管第31-16号 H.19.12.17付 19熊管第31-47号 H.20.4.9付 19熊管第31-48号 H.30.2.16付 29熊道第59-47号	道路課	部分公開
43	3月4日	境界確定図 昭和59年12月3日付 岸土第3-544号 平成19年1月29日付 18熊管第7-60号	道路課	部分公開
44	3月10日	今池、基太郎池のため池調査票	水とみどり課	部分公開
45	3月18日	境界確定図 昭和62年8月1日付 熊管第56号	道路課	部分公開
46	3月22日	河川台帳 05-3 和田川河川管理台帳平面図 4/7 和田川河川管理台帳横断面図	水とみどり課	全部公開
47	3月22日	境界確定図 H.15.10月14日付 岸土第3-348号	道路課	部分公開
48	3月24日	境界確定図 令和元年7月8日付 30熊道第51-65号	道路課	部分公開
49	3月28日	境界確定図 昭和55年2月19日付 岸土明第588号 昭和55年1月9日付 熊建第5018号 昭和62年5月25日付 岸土第3-1146号	道路課	部分公開

1. 個人情報開示請求等の内容

(1) 開示請求

番号	受付年月日	請求に係る個人情報の内容	所管課	決定内容
1	4月21日	カーブミラーの苦情対応簿	道路課	全部公開
2	5月14日	令和3年度要望・苦情受付簿台帳番号1013	水とみどり課	部分公開
3	5月17日	R3.4.27 役場東館2階会議室での会話	人事課	不存在
4	9月2日	●●●氏からの手紙への回答について(伺)一式	広報公聴課	全部公開
5	9月2日	●●●氏からの手紙への回答について(伺)一式	水とみどり課	全部公開
6	9月2日	●●●氏からの手紙への回答について(伺)一式	学校教育課	全部公開
7	10月29日	H28.4.1～H29.5.31の●●● 被保険者給付実績台帳	介護保険課	全部公開
8	11月1日	3熊住第185-15号に関する本人通知書の内容	住民課	部分公開
9	12月10日	3熊住第185-17号に関する本人通知書の内容	住民課	部分公開
10	3月14日	認定調査票(特記事項)主治医意見書	介護保険課	全部公開

(2) 訂正等請求

0件

(3) 利用停止請求

0件

(4) 是正申出

0件